

第1章 計画の概要 （修正案）

平成26年10月1日版

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年わが国の少子化は、ますます進行し、平成 17 年（2005 年）には合計特殊出生率*が 1.26 まで低下しましたが、平成 18 年（2006 年）以降はわずかながら増加に転じ、平成 25 年（2013 年）では 1.43 となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.08 を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと予想されています。

平成 15 年（2003 年）には次世代育成支援対策推進法*が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策*を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主*及び特定事業主*に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、仕事と子育ての両立支援である環境整備においては、量の確保が不十分であり、深刻な待機児童*問題が発生しています。

そこで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て関連 3 法*」が制定され、平成 27 年度（2015 年度）4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年（2005 年）に「守口市次世代育成支援行動計画*」（前期計画）、平成 22 年（2010 年）に「守口市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念として、総合的な子育て支援に取り組み、子育て環境の充実に一定の成果を収めてきました。しかし、その一方で、乳幼児*数の減少が続いているにもかかわらず待機児童は依然として発生し続けており、市民のニーズを受け止め切れていないのが現状です。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

そこで、本市では、地域の実情と近年の子どもを取り巻く環境を踏まえ、待機児童を一日も早く解消するとともに、幼児期の子どもたちが、保育の必要性の有無にかかわらず、幼児期の教育・保育を受ける機会を広く確保するため、私立幼稚園とともに新たな認定こども園*制度も活用し、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指して、「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

【用語集】	○合計特殊出生率	○次世代育成支援対策推進法	○次世代育成支援対策	○一般事業主
	○特定事業主	○待機児童	○子ども・子育て関連 3 法	○守口市次世代育成支援行動計画
	○乳幼児	○認定こども園		

2. 計画の全体像

(1) 守口市子ども・子育て支援事業計画の考え方

「守口市次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画^{*}」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法^{*}で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を含め、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」の実現を目指し、守口市における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな視点からの取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

① 新制度のねらい

新制度では、下記の3つの改善をねらいとしています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

② 新制度の内容

新制度の内容は、以下のとおりです。

- 認定こども園、幼稚園、保育所及び保育園を通じた共通の給付
(「保育所及び保育園」は、以下「保育所」といいます。)
 - ・「保育の必要性^{*}」を認定し、その内容に応じた給付（施設型給付）を行う。
 - ・認定こども園への移行を促進することにより、教育・保育の量的拡大を図る。
- 認可を受けた事業者等を通じた共通の給付
 - ・「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付（地域型保育給付）を行う。
 - ・小規模保育事業等にも給付措置をすることにより、量的拡大・確保につながる。
- 認定こども園制度の改善
 - ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進を図る。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 - ・保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を計画的に推進する。

【新制度におけるサービスの全体像】

子どもの認定区分、給付の内容及び利用できる施設・事業

	子どもの認定区分 (児童福祉法の条項)	給付の内容 (保育必要量)	利用できる 施設・事業
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外 のもの (1号認定子ども)(第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾 病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を 受けることが困難であるもの (2号認定子ども)(第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾 病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を 受けることが困難であるもの (3号認定子ども)(第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

子ども・子育て支援給付に関する利用者区分

		各サービスの利用対象者の区分						
年齢区分		—	0～2歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳
保育の必要性		—	あり	なし	あり	なし	—	—
利用対象者の認定区分等		妊産婦 又は 保護者	—	3号	2号	1号	小学生	中学生
1. 子どものための現金給付								
	児童手当		●	●	●	●	●	●
2. 子どものための教育・保育給付								
施設型給付	①認定こども園			●	●	●		
	②幼稚園(ただし、私学助成の幼稚園は除く)					●		
	③保育所			●	●			
地域型保育給付	①家庭的保育事業(5人以下)			●				
	②小規模保育事業(6人～19人)			●				
	③居宅訪問型保育事業			●				
	④事業所内保育事業			●				

●：守口市で対象となる区分

地域子ども・子育て支援事業に関する利用者区分

年齢区分	各サービスの利用対象者の区分							
	—	0～3歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳	15歳以上
保育の必要性	—	あり	なし	あり	なし	—	—	—
利用対象者の認定区分等	妊産婦 又は 保護者	—	3号	2号	1号	小学生	中学生	中学卒業後の 18歳未満の 子ども
3. 地域子ども・子育て支援事業								
①利用者支援事業【新規】	●	●	●	●	●	●	●	●
②地域子育て支援拠点事業	●	●	●	●	●			
③妊婦健康診査事業	●							
④乳児家庭全戸訪問事業	●	●						
⑤養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	●	●	●	●	●	●	●	●
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		○	○	○	○			
⑦ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）		●	●	●	●	◎		
⑧一時預かり事業 （幼稚園における預かり保育を含む）		●			●			
⑨時間外保育事業（延長保育事業）			●	●				
⑩病児保育事業（病後児保育を含む）			●	●		★		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）						☆		
⑫実費徴収に係る補足給付事業【新規】			●	●	●			
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業【新規】	認定子ども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業に参入する企業等を対象とする事業です。							

上の表中、濃い色になっている箇所は、国制度では利用可能な区分です。

●：守口市で対象となる区分

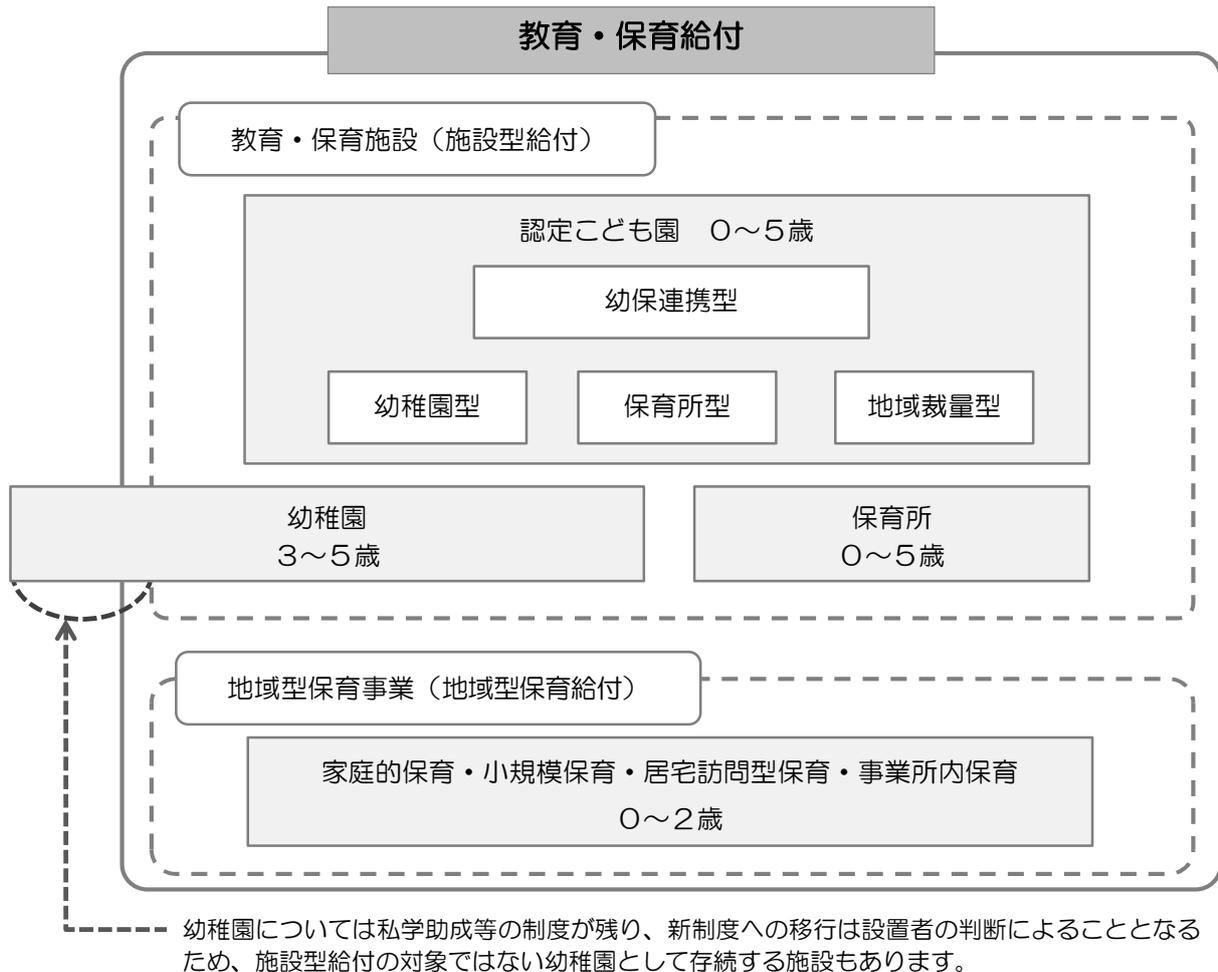
○：守口市で今後、就学前児童を対象として事業の実施を予定している区分

◎：守口市で今後、高学年まで対象を拡大する予定の区分

★：保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学生に限る。

☆：小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに限る。

【新制度における給付のイメージ図】



認定こども園って、なあに？

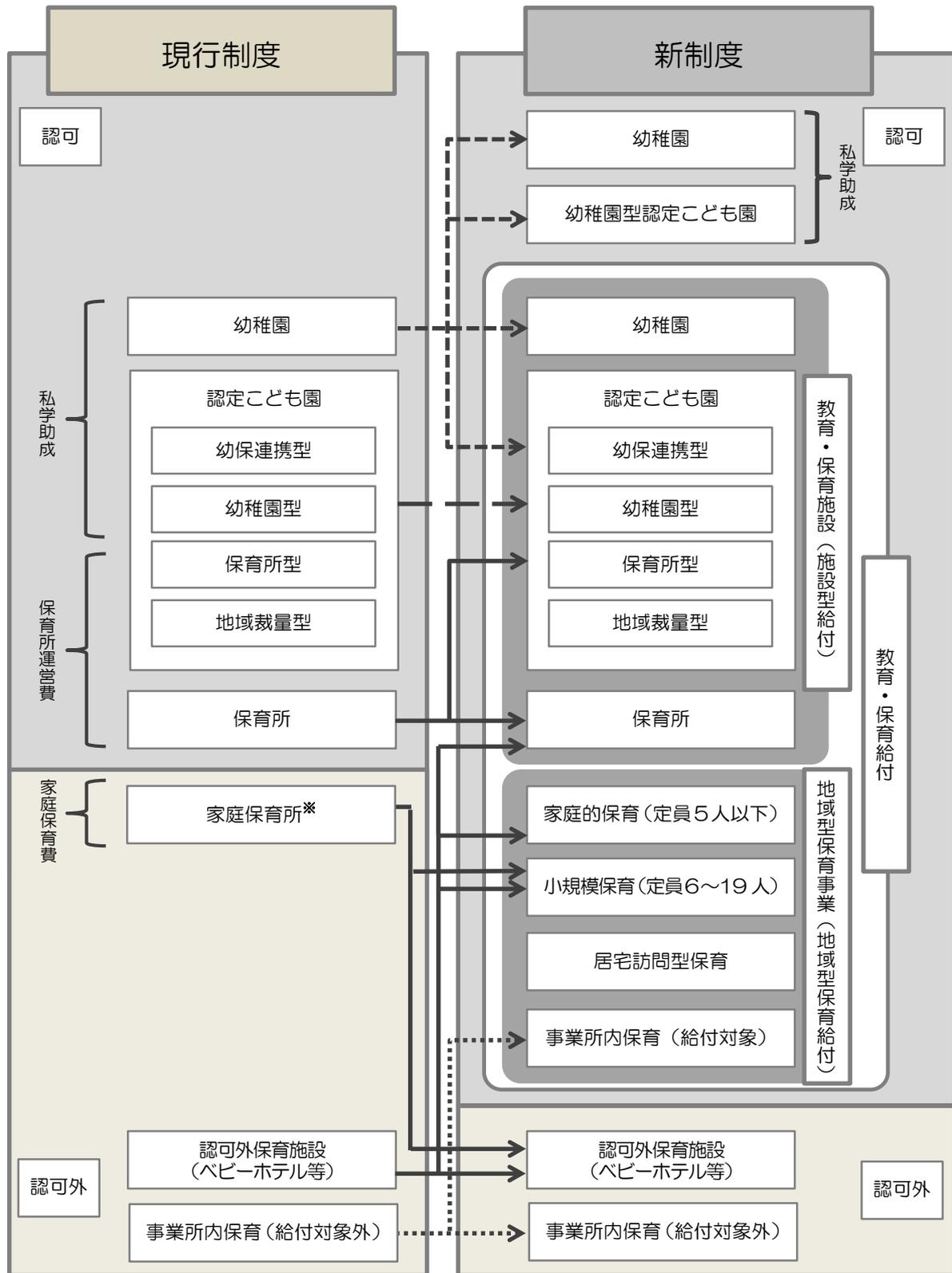
- 教育と保育を一体的に行う施設です。
- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。
- 認定こども園を利用できるのは、0～5歳のお子さんです。
(0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を市から受ける必要があります。)

☆3つのポイント☆

1. 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
2. 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
3. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもご家族も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



【現行制度と新制度での教育・保育サービスの施設や事業の比較】



【用語集】 ○家庭保育所 ○認可外保育施設

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と位置付け、次世代育成支援行動計画（放課後児童の健全育成事業に係る事項に限る）及び母子保健計画を兼ねる計画とします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第五次守口市総合基本計画」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「第五次守口市総合基本計画」が掲げる将来像「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。